

白河市国際交流協会会則

(名称)

第1条 本会は、白河国際交流協会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、国際親善を基調とし産業、教育、文化、スポーツ、観光などの交流に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、この会の趣旨に賛同する者及び団体により構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 趣旨の普及、啓蒙
- (2) 各種親善事業の計画、立案及び具体化
- (3) その他必要な事業又は行事の開催

(役員会)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 5名 常任理事 1名 理事 20名以内 監事 2名

2. 役員は総会において選出する。

(役員の仕事及び任期)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 常任理事は、会長の命を受け業務を処理する。
4. 理事は、第4条に掲げる事業の計画・実行及び本会の運営にあたる。
5. 監事は、本会の出納を監査し、その結果を報告する。
6. 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問、相談役)

第7条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2. 顧問、相談役は、総会の推薦を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長がこれを召集し議長となる。

2. 総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。ただし必要に応じ臨時総会を開催することができる

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項

3. 役員会は、必要に応じ開催する。

(専門委員会)

第9条 本会に専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会は、役員会の推薦を得て、会長が委嘱する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を白河市役所内に置く。

2. 事務局の職員は、会長が委嘱する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、賛助費、助成費、及びその他の収入をもってあてる。

2. 会費は年額とし、個人は1口3,000円以上、法人及び団体は1口5,000円以上とする

3年以上会費を滞納した場合は会員の資格を失うものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この会則は、昭和63年7月15日から施行する。

2. この会則は、平成2年6月2日から施行する。

3. この会則は、平成6年9月19日から施行する。

4. この会則は、平成8年4月25日から施行する。

5. この会則は、平成12年5月10日から施行する。

6. この会則は、平成16年5月21日から施行する。

7. この会則は、平成24年7月17日から施行する。

8. この会則は、平成28年5月30日から施行する。